

関 係 各 位

欧州連合協定適用ホエイ（乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの）及び英国協定適用ホエイ（乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの）に係る品目別セーフガードの発動について

令和 8 年 4 月から令和 8 年 7 月末日までの、①欧州連合協定適用ホエイ（乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの）（以下「欧州連合協定適用ホエイ」という。）の輸入数量（関税暫定措置法施行令別表第 1 の 42 の項に掲げる物品の輸入数量）及び②英国協定適用ホエイ（乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの）（以下「英国協定適用ホエイ」という。）の輸入数量（同表の 56 の項に掲げる物品の輸入数量には、同表の 26 の項に掲げる物品の輸入数量（英国を原産地とするものに限る。）及び同表の 42 の項に掲げる物品の輸入数量を含む。）が、それぞれ関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、①欧州連合協定適用ホエイ及び②英国協定適用ホエイに係る品目別セーフガードがそれぞれ発動されることとなりましたので周知致します。

【発動内容】

品 目	発動前	発動後
ホエイ（乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの） 0404. 10-126、0404. 10-136、 0404. 10-146、0404. 10-166、 0404. 10-176、0404. 10-186	11%+17.6 円/kg 又は 15.4%+17.6 円/kg	23.8%+45.0 円/kg

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337